

地域金融円滑化のための基本方針

東奥信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、営業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸出条件の変更等のお申込みがあった場合には、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握した上で、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は上記取組方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- (1) 平成 22 年 1 月 15 日、理事会において本基本方針を定め、本基本方針に則り常勤会において金融円滑化管理の実効性を確保するため「金融円滑化管理規程」を定めたほか、金融円滑化管理全般を統括する「金融円滑化管理責任者」を設置いたしました。
- (2) 平成 23 年 4 月 1 日、融資部内の企業再生支援グループに代わり、本部組織に「営業店支援室」を新設し、営業店におけるコンサルティング機能を強化しました。平成 27 年 4 月 1 日、政府の成長戦略等「地方創生」への取り組みをサポートし、地域の「成長・発展」をこれまで以上に強力に支援するため、営業店支援室を「地域支援部」に改組しました。お客さまの経営改善計画の策定を支援し、進捗状況の把握に努め、きめ細かな対応を図ります。
- (3) 融資部において、営業店職員に対し、定期的に再生支援に関する研修を実施し目利き力の養成に努めております。
- (4) ご希望のお客さまに対し、定期的に公認会計士による経営指導相談会を開催しております。
- (5) 平成 21 年 12 月 7 日、お客さまの資金繰り支援や住宅資金返済条件の軽減に向けた専用窓口をすべての営業店に設置しました。
- (6) 平成 22 年 1 月 18 日、平成 22 年 6 月 1 日、平成 23 年 4 月 1 日、平成 25 年 7 月 16 日、平成 26 年 2 月 24 日、平成 27 年 4 月 1 日、金融円滑化管理に関連する内部規定の改正を行いました。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸出条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※ なお、お客さまからの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用下さい。
東奥信用金庫 リスク管理部 電話番号 0172-34-8409（直通）

(受付時間 当金庫営業日の午前 9 時～午後 5 時)

以 上